

高校生等資格取得支援事業 申請・報告の手順

*申請の手順は以下のとおりです。不明な場合は、当会までご照会ください。

I 申請 (生徒・保護者→教育振興会)

申請に必要な書類

※資料2も参照してください。

手順1 支援金の受給対象者であることの確認

下記(1)～(3)の区分に応じ、必要な書類を提出してください。

※提出書類は「写し(コピー)」でも結構です。

(1) 高校生等奨学給付金受給者

最新の〈高校生等奨学給付金支給決定通知書〉 9月ごろから在籍校より通知があります。

※「高等学校等就学支援金」とは異なりますので、ご注意ください。

(2) 生活保護受給世帯

〈生活保護受給証明書〉 居住地の役所(福祉課)で申請すれば即日発行されます。

※発行日が令和6年7月1日以降の証明書が必要です。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

〈課税(非課税)証明書〉 居住地の役所で申請すれば即日発行されます。

または

〈納税通知書〉 6月ごろ居住地の役所より家庭に届きます。

※いずれの場合も親権者全員分が必要です。

手順2 扶養関係を証明する書類の準備 (「写し(コピー)」でも結構です)

(1) 高校生等奨学給付金受給者 扶養関係を証明する書類は必要ありません。

(2) 生活保護受給世帯 扶養関係を証明する書類は必要ありません。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

ア 親権者が2人の場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

イ 親権者が1人の場合

(ア)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がある場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

(イ)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がない場合

〈生徒本人の健康保険証〉および〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉にかえて、様式2「扶養申立書」を提出してもかまいません。

手順3 申請書類の作成（様式は当会 HP からダウンロードできます）

様式1（高校生等資格取得支援金申請書）

手順4 口座番号を確認するための書類の準備

「通帳」または「キャッシュカード」の写し（コピー）

手順5 在籍を確認するための書類の準備

生徒証の写し（コピー）または在学証明書

在学証明書は学校の事務室に申請すれば発行してもらえます。時間がかかることもあるので、早目に申請しておきましょう。

手順6 検定試験の受験票の写し（コピー）

検定名、受験級、受験者名、受験番号、受験日等必要な情報がはっきりわかるようにコピーしてください。

手順7 申請書類の提出

以下の書類を**郵送または持参**で提出してください。

- ① 所得を証明する書類（写し可）
- ② 扶養関係を証明する書類（該当者のみ）（写し可）
- ③ 申請書（様式1）
- ④ 通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤ 生徒証の写しまたは在学証明書
- ⑥ 検定試験の受験票の写し

※サイズの小さい書類は、A4サイズの用紙にまとめて貼付するなどして紛失しないように留意してください。

II 審査・支援金給付（教育振興会→生徒・保護者）

*申請書等の記載内容を審査し、申請者（生徒・保護者）に「審査結果」を通知します。
給付決定者には申請された指定の口座に支援金を給付します。

III 報告（生徒→教育振興会）

*検定結果をすみやかに当会に報告してください。

検定結果を表すものを**画像形式（jpg等）**や**PDF**にして、**メール**で当会まで提出してください。
メールが利用できない場合は、郵送または持参により提出してください。

***申請時に検定結果を提出していただければ、報告の必要はありません。**

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
総務課 教育活動支援係 柴田

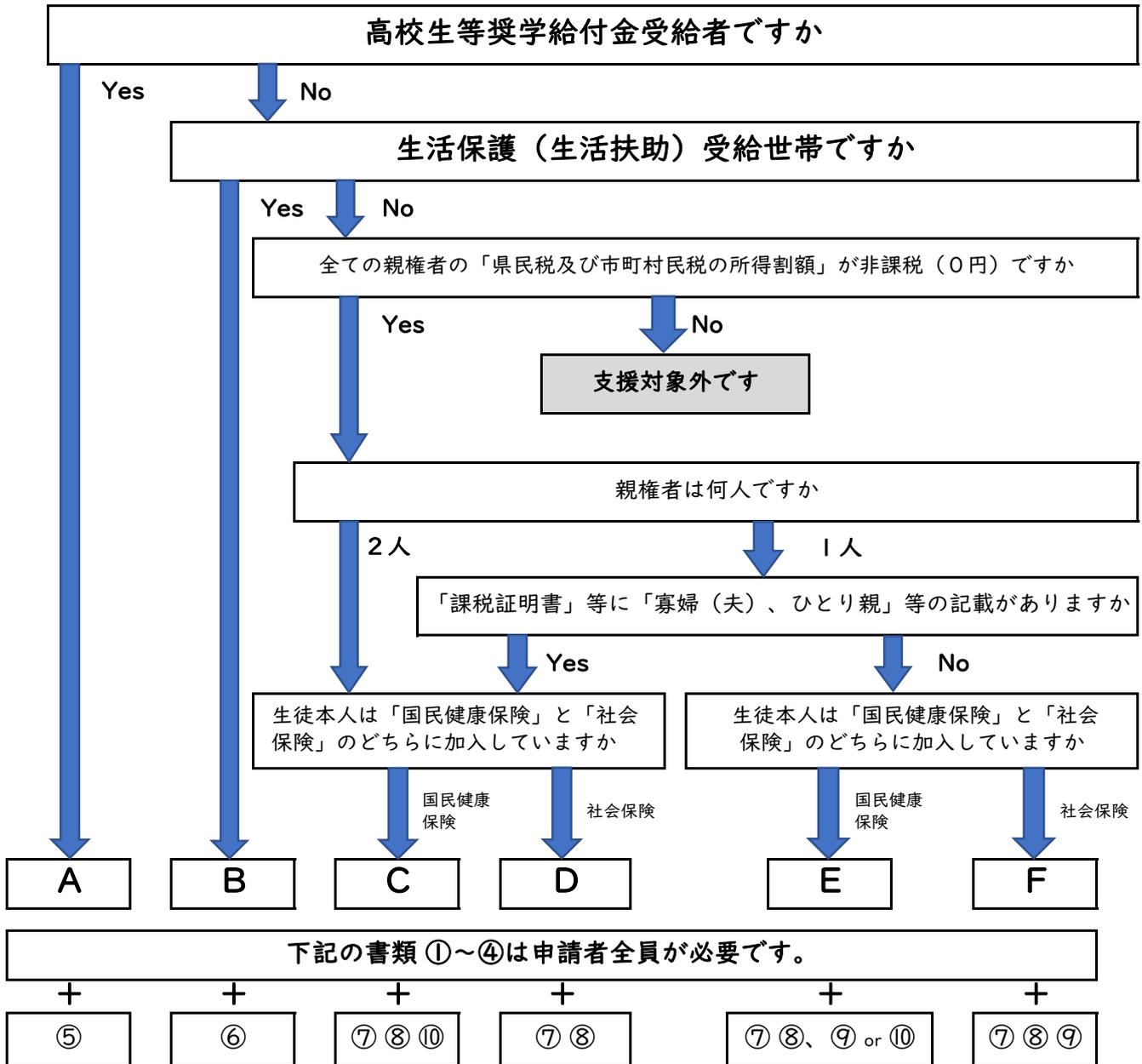
TEL：078-361-6650

FAX：078-361-6677

E-mail：kshoku06@pure.ne.jp

申請に必要な書類（下記①～⑩）を確認してください。

※（様式1）高校生等資格取得支援金申請書に記入欄（添付書類）があります。
 下のA～Fのどれに該当するのか確認し、必要となる申請書類を提出してください。



必要書類一覧

- | | | |
|--|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生等資格取得支援金申請書（様式1） ② 「振込先口座の通帳またはキャッシュカード」の写し ③ 生徒証の写しまたは在学証明書 ④ 検定試験の受験票の写し ⑤ 「高校生等奨学給付金支給決定通知書」の写し ⑥ 「生活保護受給証明書」（写し可） ⑦ 「課税証明書（親権者等全員分）」等（「納税通知書」も可）（写し可） ⑧ 「健康保険証」（生徒本人分）の写し ⑨ 「母子家庭等医療費受給者証」（生徒本人分）等の写し ⑩ 扶養申立書（様式2） | } | 申請者全員必要です |
|--|---|-----------|

※ 書類は全て申請時において有効期限内のものを提出ください。

*想定される質問とその回答をお知らせします。

1 支援対象の検定

Q.1 支援対象の検定はどのように決定したのですか。

A.1 高校生等を対象とした資格取得検定はたくさんありますが、その中で各分野において多くの生徒が受験すると考えられる検定を選びました。

2 支援対象の生徒

Q.2 どの生徒が支援対象の要件に該当しているのか把握できないことがあります。どうすればよいでしょう。

A.2 基本的には、生徒個人による申込申請です。教室等に掲示して、本事業の概要をお知らせください（送付しました書類の掲示・配付等）。その後、事業の要件に該当する生徒より申込の申請があれば対応していきます。

また、事務室は生徒家庭の経済状況が把握できているので、確認してもらえればと思います。

Q.3 生徒は県内の高等学校に在籍しているのですが、**保護者が県外に在住**しています。支援の対象になりますか。

A.3 支援の対象となります。

Q.4 今年度2年生で支援を受けるつもりですが、来年度3年生でも**再度の支援**は受けられますか。

A.4 在籍中は、1年度に1回ずつ支援を受けることができます。

3 申請手続き

Q.5 申請に**期限**はありますか。

A.5 申請は、受験前であっても受験後であっても大丈夫です。令和8年3月27日（金）までに当会に届いたもの（消印有効）を受け付けます。

Q.6 高校生等奨学給付金受給者なのですが、支給決定通知書は昨年度のものでよいのですか。

A.6 高校生等奨学給付金の決定は9月ごろ学校から通知があります。申請時に最新の支給決定通知書を提出してください。

Q.7 生活保護受給世帯なのですが、発行日が令和6年6月以前の生活保護受給証明書ではダメですか。

A.7 「発行日が令和6年6月以降の生活保護受給証明書」としているのは、令和6年度（令和5年度の所得に基づく）または令和7年度（令和6年度の所得に基づく）の家庭状況を確認するためです。通例、公的な証明書は毎年6月頃に更新されるため、令和6年6月以前の書類ならば令和4年度の所得に基づいた証明になるため、条件から外れます。

Q.8 「県及び市町村民税所得割**非課税世帯**」に該当するのはどのような世帯ですか。また、申請の際にはどのような書類の提出が必要ですか。

A.8 保護者等全員の県及び市町村民税の所得割が非課税（0円）である世帯です。「課税（非課税）証明書」または「納税通知書」のいずれかのコピー（写）を親権者（親）全員分提出してください。

Q.9 「**扶養関係を証明する書類**」とはどのようなものですか。

A.9 生徒本人の「健康保険証」および「母子家庭等医療費受給者証」等です。ただし「国民健康保険証」の場合、様式2「扶養申立書」が必要になる場合があります。

Q.10 実施要項の4 **支援金額等**に「支援は年度内1回限りとする。」とありますが、わかりやすく説明してください。

A.10 受験しようとする検定試験は通例年2～3回実施されますが、申請は1回ということです。様々な検定がありますが、申請できるのは「1つの検定1回だけ」です。年度がかわれば、また「1つの検定で1回だけ」申請できます。

なお、「年度」の考え方ですが、令和7年度に申請できるのは、令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に受験する（した）ものに限ります。例えば、令和7年3月（令和6年度）に検定申込みをしても4月1日以降に受験する場合は、令和7年度の申請となります。

Q.11 検定試験に合格しなければ申請できないのですか。

A.11 本事業の目的は、「資格取得のための経費の一部を支援することにより、修学奨励及び人材育成を図る」ことであり、資格取得に向けてがんばることが大切だと考えています。試験結果（可否）は問いません。

4 **報告書**

Q.12 報告はどのようにすればいいですか。

A.12 形式は自由です。検定結果がわかる書類等を JPEG や PDF 等の形式で下記のアドレスにメール送付ください。報告は検定結果の発表後速やかに行います。メールが利用できない場合は紙で郵送または持参によりお願いします。

Q.13 申請と報告を一緒にしてもいいのですか。

A.13 受験前であっても受験後であっても申請（受験票が必要）できます。受験結果がわかってから報告書類（結果がわかる書類等）と一緒に申請していただいてもかまいません。

※高校生等資格取得支援事業に関することでしたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係 担当：柴田

TEL 078-361-6650

E-mail : kshoku06@pure.ne.jp